

財政健全化法に基づく健全化判断比率等(確報値)について

平成25年11月29日
京都府総務部自治振興課
(税財政担当 075-414-4454)

京都市を除く府内14市11町村及び公営企業を経営する一部事務組合の平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、その概要を公表します。

この公表は地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第4項及び第22条第3項の規定によるものです。なお、平成25年9月30日付けで公表の速報値から異動ありません。

記

健全化判断比率等の概要(市町村別一覧:別紙)

区分	法に規定する基準		左記の基準を超過する団体
	早期健全化	財政再生	
実質赤字比率	11.25% S 15.00%	20.00%	該当なし
連結実質赤字比率	16.25% S 20.00%	30.00%	該当なし
実質公債費比率	25.0%	35.0%	該当なし
将来負担比率	350.0%		該当なし
資金不足比率 (公営企業)	20.0%		158.7%(舞鶴市市場事業) (25年6月30日付けで会計廃止)

